

議案第 1 1 2 号

前橋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の改正について

令和 7 年 9 月 2 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 5 年前橋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。